

**令和3年度 実務に役立つ建築法規解説等
Web講習会**

- 1 建築基準法令の改正等について
 - (1) 主な動き
 - (2) 総則・単体規定に係る改正概要
 - (3) 関連法令の動き

- 2 建築士法の一部改正等について

- 3 押印を求める手続きの見直しについて

1 建築基準法令の改正等について

(1) 主な動き

建築基準法の一部を改正する法律の概要（一部抜粋）

建築物・市街地の安全性の確保

- 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大（大規模倉庫等を想定）
- 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設
- 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建ぺい率を10%緩和

戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化

- 戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする
- 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し（不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し）

大規模な建築物等に係る制限の緩和

- 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入
- 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和

木造建築物等に係る制限の合理化

- 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し（高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上）。
- 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し
- 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し

○完全施行：令和元年6月25日

建築基準法施行令の一部を改正する政令の概要

背景・概要

- 近年の社会状況の変化や技術的知見の蓄積等を踏まえ、火災時に火災の拡大を防ぎ、在館者を安全に避難させることを目的とした防火・避難関係規定について、安全性の確保を前提としつつ、既存の規定の合理化を行う。
- また、遊戯施設について、今まで定性的な基準しかなかった客席部分の構造基準の具体化を行う。



主な改正内容

- 窓を設けない居室のうち耐火構造とするものの範囲の合理化
- 二以上の直通階段を設けなければならない小規模建築物の範囲の合理化
- 遊戯施設の客席部分の構造基準の具体化
- その他（防火・避難関係規定等について所要の改正）
 - ・アトリウム空間等を設けた建築物に対する防火区画及び排煙設備に関する規定の合理化
 - ・小規模建築物の敷地内に設けなければならない通路の幅員の合理化
 - ・煙等の発生を抑制するための内装の制限に関する規定の合理化
 - ・建築物の避難の安全性を検証する方法の見直し（新しい検証法の追加）

○施行：令和2年4月1日

1 建築基準法令の改正等について

(2) 総則・単体規定に係る改正概要

改正の背景

- 火気使用室は、火災の発生の危険性が特に高い室であることから、避難安全性を確保すると同時に出火の危険性を低減するため、原則として火気使用室全体の内装(天井及び壁)を準不燃材料とすることとしている。【令第128条の5第6項】
- これに関し、一般住宅で用いられる「こんろ」「ストーブ」「壁付暖炉」「いろり」については建築物に固定され、かつ、火気の規模が特定できることなどから、火気使用設備周辺における内装制限の強化(不燃材料の使用)を求める代わりに、それ以外の部分については木材等による内装を可能とする代替措置を、一戸建て住宅に限って適用してきたところであるが、近年、当該措置の対象用途の拡大が望まれている。

改正内容

一般住宅で利用されるこんろ等を超える火力を用いることが想定される室や、火気使用室以外の理由で内装制限(準不燃材料による仕上げ)が要求される室等を除き、すべての用途の建築物において当該措置を可能とする



改正の背景

- 平成30年の建築基準法第27条の改正により、早期避難が可能な3階建て・延べ面積200㎡未満の建築物について、主要構造部を耐火構造等とすることを不要とされた。この際、就寝用の用途にあつては警報設備の設置が要件とされたところ。
- 警報設備については、従来より一定の規模・用途の建築物においては消防法上の設置義務が生じ、同法に基づき定期的な点検が行われてきたところであるが、上記のケースなど、消防法上の設置義務がかからない規模の建築物に設置された警報設備については、同法に基づいた点検は行われない。

改正内容

建築基準法第12条第1項の規定に基づく建築物の定期調査報告の調査項目に「警報設備」に係る項目を追加することにより、**消防法上の設置・点検義務が生じない規模・用途の建築物に設置された警報設備(建築基準法の規定のみに基づき設置された警報設備)**について、**建築基準法に基づく定期的な点検が行われるように措置**をする。

改正前

■ 建築基準法に基づき警報設備が設置されるものの一例

用途	消防法の設置・点検義務に係る条件	建築基準法第27条第1項第一号に基づき設置した警報設備(延べ面積200㎡未満の建築物に設置された警報設備)
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。)	全て	消防法の定期点検が行われる
下宿、共同住宅、寄宿舍	延べ面積500㎡以上	消防法の定期点検が行われない

建築基準法に基づき設置される警報設備の設置基準は消防法の設置基準を引用しているため、基本的に消防法に基づき警報設備が設置されていれば建築基準法上も自動的に適用となる。

改正後

建築基準法に基づく建築物の定期調査報告において、「警報設備」についても定期的な点検が行われるように措置

改正の概要

建築物の瓦屋根に係る現行の仕様基準(S31年に政令に規定、S46年に告示に移行)を改正し、業界団体((社)全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会)作成の「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」の仕様
が義務化された。

<改正告示>

瓦屋根は、以下の緊結方法又はこれと同等以上に耐力を有する方法でふくこと。ただし、平成12年建設省告示第1458号に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

主な改正事項

		改正前	改正後
緊結箇所		軒、けらば(端部から2枚までの瓦) むね(1枚おきの瓦)	<u>全ての瓦</u>
緊結方法	軒、けらば	<u>銅線、鉄線又はくぎ</u> 等で緊結	<u>3本のくぎ等(くぎ又はねじ)</u> で緊結
	むね	<u>銅線、鉄線又はくぎ</u> 等で緊結	<u>ねじ</u> で緊結
	平部	規定なし	<u>くぎ</u> 等で緊結
イメージ			

改正の概要

地表面粗度区分が一部変更となった。

主な改正事項

	改正前	改正後
I	都市計画区域外にあって 、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域	極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域
II	都市計画区域外にあって 地表面粗度区分 I の区域以外の区域(建築物の高さが13m以下の場合を除く。)又は 都市計画区域内にあって 地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が1,500m以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が500m以内の地域(ただし、建築物の高さが13m以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下である場合を除く。)	地表面粗度区分 I 若しくはIVの区域以外の区域のうち 、海岸線若しくは湖岸線(対岸までの距離が1,500m以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が500m以内の地域(建築物の高さが13m以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下である場合を除く。) 又は当該地域以外の地域のうち、極めて平坦で障害物が散在しているものとして特定行政庁が規則で定める区域
III	地表面粗度区分 I、II 又はIV以外の区域	地表面粗度区分 I、II 又はIVの区域以外の区域
IV	都市計画区域内にあって 、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域	都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域

改正の概要

国土交通大臣の認定を受けた**準耐火構造**及び**防火構造**の構造方法のうち、認定の実績が多く、一般に普及しているものについて、既往の試験結果により、それぞれ所定の性能を満たすことが確認されたため、**告示に定める仕様に追加**された。

追加事項

区分	部位	間柱・下地	防火被覆
準耐火構造	外壁	木材	<p>【屋外側】 塗厚さ15mm以上の鉄鋼軽量モルタル(有機物量8%以下)</p> <p>【屋内側】 厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.01以上)又はロックウール(かさ比重0.024以上)を充填した上に、以下のいずれかを張ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せっこうボードを2枚以上張ったもので厚さの合計が24mm以上のもの ・厚さ21mm以上の強化せっこうボード(ひる石入り)
		木材	<p>【屋外側】 塗厚さ15mm以上の鉄鋼軽量モルタル(有機物量8%以下)</p> <p>【屋内側】 厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.01以上)又はロックウール(かさ比重0.024以上)を充填した上に、厚さ12mm以上のせっこうボードを張ったもの</p>
防火構造	外壁	木材 又は鉄材	<p>【屋外側】 厚さ15mm以上の窯業系サイディング(中空の場合、厚さ18mm以上、中空部除き厚さ7mm以上)</p> <p>【屋内側】 厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.01以上)又は厚さ55mm以上のロックウール(かさ比重0.03以上)を充填した上に、厚さ9mm以上のせっこうボードを張ったもの</p>

改正の概要

太陽光パネルのコストダウンが進みカーポートの屋根に敷設する太陽光発電設備の導入が進みつつある中、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加された。

改正後告示

- ① 審査省略制度への追加(平成19年国土交通省告示第1119号)
 - ・アルミニウム合金造の建築物等の仕様規定(平成14年国土交通省告示第410号第1から第8まで)については、建築士の設計に係る小規模建築物(平屋かつ延べ面積200㎡以下)の場合、建築確認等における審査を省略することとなった。
- ② 適用の範囲(平成14年国土交通省告示第410号第1)
 - ・アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積200㎡以下まで構造計算により安全性を確かめることを要しないこととなった。

改正の概要

建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定(図書省略認定)をした場合において、当該認定の構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の基準(ルート2計算同等計算の基準であるものとして国土交通大臣が指定したものに限る。)が位置付けられた。

改正後告示

<平成19年国土交通省告示第1274号>

次の事項が追加。

五 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分にあつては、当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の基準(許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が指定したものに限る。)

1 建築基準法令の改正等について

(3) 関係法令の動き

背景

- 畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中においては、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組の推進が必要
- 畜舎を新築して省力化機械の導入等を行おうとする際、畜舎には建築基準法が適用されるが、建築に係る負担は畜産業の経営実態からみて過大となっている
- このため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等ができるよう措置を講ずることが必要

法律の概要

1、対象となる畜舎等

- ・畜舎(搾乳施設その他これに類する施設を含む。)及び堆肥舎(以下「畜舎等」という。)
- ・畜舎等が市街化区域又は用途地域に含まれないこと
- ・高さ16m以下の平屋で、居室を有さないこと
- ・建築士が設計したものであること

2、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定

- ① この法律によって畜舎等を建築等(新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為)及び利用しようとする者は、畜舎等の建築及び利用に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を申請できるものとする
- ② 都道府県知事は、申請者が作成した①の計画が、次に掲げる要件等に適合するときは、これを認定するものとする
 - i 利用基準(畜舎等の利用の方法に関する基準(畜舎等内の人の滞在時間、避難路の確保等))に適合すること
 - ii 技術基準(畜舎等の構造等について、利用基準に適合する利用の方法と相まって安全上支障がないと認められる基準(建築基準法より緩和された基準))に適合すること
- ③ 床面積3,000㎡以下の畜舎等は、①の計画のうち構造等に係る部分の作成及び当該部分に係る②の認定は要しない

2の認定に基づき建築等がされた畜舎等については、建築基準法令の規定は適用しない。

2 建築士法の一部改正等について

改正の概要

- **押印・書面**に係る制度を見直すため、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（デジタル社会形成関係法律整備法）」の中で、**48法律を一括改正**

<建築士法における見直し>

- ・設計受託契約等に係る**重要事項説明書の交付**について、**電磁的方法で行うことができる**こととする
- ・建築士が設計を行った場合に作成する設計図書への**押印を廃止**する。

改正前

<重要事項説明書の交付>

- 建築主が建築士に設計等を委託するに当たり、その契約（設計受託契約等）の内容と履行に関する事項（設計等の内容や業務体制等）について、建築士が建築主にあらかじめ説明する旨が規定
- 従来、書面による説明を行うことを前提として運用

<設計図書への押印>

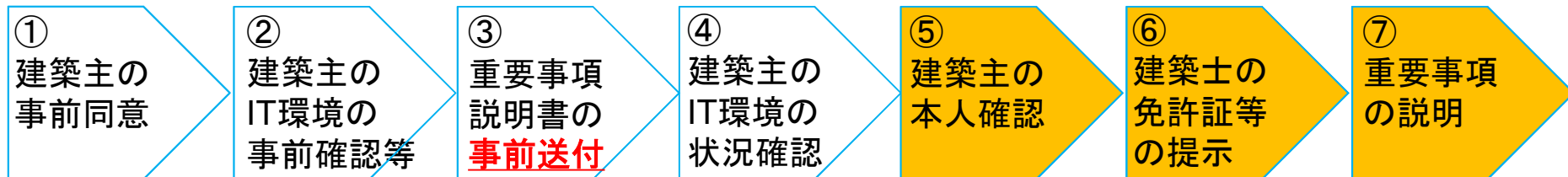
- 建築士は、設計等を行った場合において、設計図書に建築士である旨を表示して記名押印をしなければならない



改正後

<重要事項説明書の交付>

- 建築主の承諾を得た上で、**電磁的方法で行うことができる**こととする



※電磁的方法が可能

リモート等

<設計図書への押印>

- 設計図書への**押印を廃止**する

3 押印を求める手続きの見直しについて

押印を求める手続きの見直し関係省令

「押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」で、押印廃止となった関係省令の一部

R3/1/1 施行

- ・建築士法施行規則
 - ・建築基準法施行規則
 - ・建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則
 - ・特定建設資材に係る分別解体等に関する省令
 - ・都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則
 - ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則
- (告示掲載順)



「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省令の整備等に関する省令」

R3/9/1 施行

国、地方公共団体、指定機関、承認機関が国、地方公共団体に対して押印等を行う申請、届出その他の通知について、押印等が不要

ご静聴ありがとうございました